

# 山口県報

令和6年  
1月9日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
保安林予定森林（山口市）（森林整備課）
- 公告  
契約の締結（水産振興課）



### 山口県告示第二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和六年一月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 保安林予定森林の所在場所

山口市徳地柚木字火ノ迫一〇五五八第三、一〇五五八第五から一〇五五八第八まで、一〇五五八第一〇、一〇五五八第一一、一〇五五八第一三から一〇五五八第一八まで、一〇五五九、一〇五六〇、一〇五六〇第二、一〇五六一、一〇五六二の三から一〇五六二の二五まで、一〇五六三、一〇五六三の一から一〇五六三の五まで、一〇五六三の二四、一〇五六三の二五、一〇五六三第四、一〇五六三第七、一〇五六三第九、一〇五六三第一〇、一〇五六三第一三、一〇五六三第一八、徳地三谷字烏帽子岩一〇二四、字森ノ上一〇二九

#### 二 指定の目的

### 水源の涵養

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

##### 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市農林水産部森林整備課に備え置いて縦覧に供する。）



#### (二) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和六年一月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

山口県水産研究センター 長門市仙崎二八六一番地の三

#### 二 契約に係る特定役務の名称及び数量

漁業調査船かいせいの中間検査業務 一式

#### 三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

#### 四 契約の相手方を決定した日

令和五年十二月一日

#### 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

サンセイ株式会社 大阪市淀川区西宮原一丁目六番二号

#### 六 契約金額

二千九百七十万円

#### 七 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第八号に

令和六年一月九日印刷  
令和六年一月九日発行

発行所

山口県知事庁

八 該当するため  
契約担当者  
山口県水産研究センター所長 野村 太郎